

## 総合評価方式の評価項目等の改正について

建設工事に係る総合評価方式の評価項目等を以下のとおり改正します。詳細については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン／令和2年4月」を参照してください。

### 令和2年度改正の概要

#### 1 評価値の算出方法

##### (1) 評価値の算出方法の変更について

全ての総合評価方式における評価値の算出方法を除算方式とします。

#### 2 特別簡易型評価項目について

##### (1) 「建設機械の保有状況」の評価項目の新設について

昨年発生した台風のような大規模自然災害が今後も発生する可能性があることから、災害対応なども含めた地域維持の担い手確保が必要となるため、新設します。

評価基準	配点
公告日時点で、自社所有又は長期リースの建設機械有り	1.0点
公告日時点で、自社所有又は長期リースの建設機械無し	0.0点

※経営規模等評価結果通知書の建設機械の保有状況の評価します。

##### (2) 「週休2日確保状況」の評価項目の新設について

建設業の担い手確保の観点から、公共工事においても「働き方改革」への対応が必要となっていることから、新設します。

評価基準	配点
公告日時点で、過去1年間以内に『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』又は『さいたま市週休2日確保モデル工事』を実施し、「4週8休相当」を確保している。	1.0点
公告日時点で、過去1年間以内に『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』を実施し、「4週7休相当」を確保している。	0.8点
公告日時点で、過去1年間以内に『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』を実施し、「4週6休相当」を確保している。	0.4点
公告日時点で、過去1年間以内に『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』を実施し、休日形態が「未指定」である。又は、上記工事を実施していない。	0.0点

### (3) 「手持ち工事量（業種別）」の評価項目の変更について

地域の担い手確保の観点から、より実効性のある評価項目とするため、配点を変更します。

評価基準	配点	[参考]旧配点
当該年度におけるさいたま市発注の総合評価方式を適用する工事の受注件数が無い	2.0点	1.0点
受注件数が1件	1.0点	0.5点
受注件数が2件以上	0.0点	0.0点

### (4) 「継続教育（CPD）」の評価項目の変更について

公共工事の品質確保の担い手育成を促進させるため、より詳細な評価基準に変更します。

評価基準	配点	[参考]旧配点
指定する団体の推奨単位以上の取得がある。	2.0点	2.0点
指定する団体の推奨単位の3/4以上の取得がある。	1.5点	1.0点
指定する団体の推奨単位の1/2以上の取得がある。	1.0点	
指定する団体の推奨単位の1/4以上の取得がある。	0.5点	0.0点
指定する団体での取組みがない。又は、指定する団体での取組みはあるが、推奨単位の1/4未満である。	0.0点	

### (5) 「地域の安心・安全への貢献の実績」の評価項目の変更について

地域維持の担い手確保はより必要性が増しているため、選択項目から必須項目に変更します。

**※簡易型、技術提案型は評価項目についての変更はありません。**

**※令和2年4月1日以降に告示又は指名する案件から適用します。**